

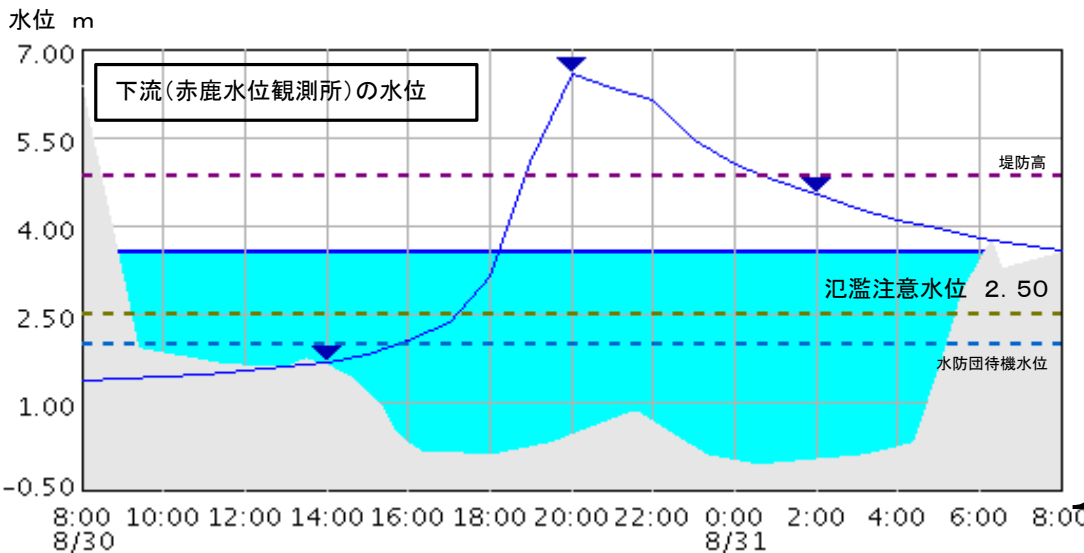
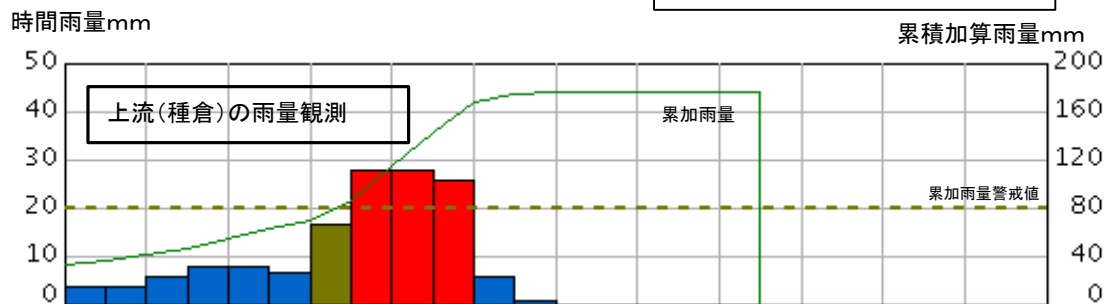
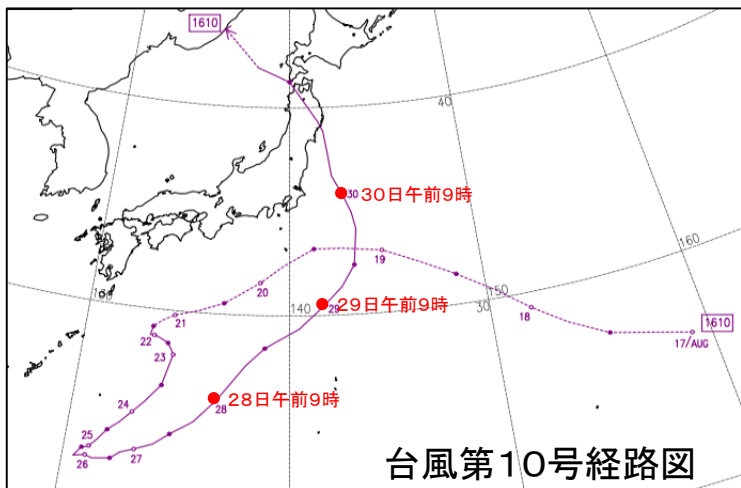
岩泉町の被害実態と関係省庁の取組み

平成28年10月27日
避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会

台風第10号災害の概要

台風第10号の概要

8月19日(金)に八丈島近海で発生した台風第10号は、26日(金)には発達しながら北上し、30日朝には関東地方に接近、30日17時半頃、暴風域を伴ったまま岩手県大船渡市付近に上陸し、速度を上げながら東北地方を通過して日本海に抜けるという、特異な進路をたどった。台風が東北地方太平洋側に上陸したのは気象庁が1951年に統計を開始して以来初めて。



楽ん楽ん周辺拡大図



被害に係る経緯

時刻	8月30日の主な動き
5:19	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報を発表(雨のピークは30日夕方、3時間最大雨量130ミリ)
9:00頃	● 岩泉町が町内全域に避難準備情報を発令 (夜にかけて台風が上陸するという予報を踏まえ、早めの避難行動を促すため、9時頃に発令することを前日の29日に決定。避難準備情報の発令にあわせて避難場所を6箇所開設。) ※社会福祉施設理事はIP告知システムにより、避難準備情報の発令を把握していたものの、その意味(要配慮者の避難開始が求められること)は理解していなかった
10:16	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報に加え、洪水警報を発表(雨のピークは30日夕方、3時間最大雨量130ミリ)
13:30頃	● 通所に1時間以上を要する人もいることから、通所者は家に送った。
14:00頃	● 岩泉町の防災担当者が水位を確認しながら数回に分けて本団分団長に連絡し状況を確認し、 避難勧告を発令(安家(あつか)地区の一部133世帯(小本川流域外))
15:00頃	● 岩泉町は、総務課長以下5人が避難関連の実務を担っていたが、外部からの代表電話が総務課に繋がるようになっていたこともあり、15時頃から上流域での被害情報の電話が入り始め、その対応に追われる状況となり、対応する職員を5人から10人に増員した
16:40頃	● 岩泉町から社会福祉施設に対して状況確認の依頼がきた。それを受け、社会福祉施設の理事自身で撮影した川のビデオ映像(16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位)を役場に見せるため、理事が町役場に向かい、小本川の状況を報告。その時点では避難を開始する必要はないと理事は判断。5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があると判断していた。
16:47	● 盛岡地方気象台次長から岩泉町総務課総務文書室長に対し電話 「岩泉町では、50年に一度に相当する記録的な大雨になっている。2～3時間は強い雨が続く見込み。引き続き厳重な警戒をお願いします。」
17:20頃	● 岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に電話 「赤鹿水位観測所では、30日17時20分に氾濫注意水位2.50mを超過し、今後も上昇する見込みがあるので注意するように」(岩手県の水防計画においては、水防活動の参考とするため水位を通報することとしていた) ● 岩泉町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。
17:30頃	● 理事が役場から戻った。駐車場が浸水し始めていたため、車を近くの高台に上げた後に楽ん楽んの入所者をふれんどりー岩泉に避難させようと考えた。 管理者の他に3名いた楽ん楽んの日勤職員については、台風で帰宅が困難になると判断し、駐車場から車を動かすのにあわせて帰宅させた。 車を順次高台へと移動させていったが、4往復目には氾濫流にハンドルをとられ、理事は社会福祉施設に戻れなくなった。その後、社会福祉施設まで歩いて移動しようとしたが、氾濫流に飲み込まれた。
17:30頃	● 台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸
18:00頃	● 社会福祉施設のある乙茂(おとも)地区が停電(社会福祉施設は18時30分頃停電)。IP告知システムも停止。 ● 18時11分に夜勤職員から楽ん楽ん管理者の携帯に、風が強いため弱まってから出勤したいという連絡があった。その後、携帯の電波も不安定になった。 この夜勤職員は19時頃に風が弱まったので出勤しようとしたが、道が壊れていて出勤できなかった。 ● 楽ん楽んでは、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできた。 グループホーム管理者は、水中で身動きがとれない中、怖くてベッドから降りてきた利用者1名を抱きかかえ、柱にしがみついていた。 ● ふれんどりー岩泉には職員が8人おり、1階で浸水に気付いた職員が2階にいる職員に知らせようと建物内を歩いているうちに、1階(居室なし)から2階に上がる階段の半ばまで水位が上がってきたため、 2階にいた入所者を3階に避難させた。 エレベーターが使用できなかったため、階段により1人ずつ避難させた。避難完了は19時頃。
19:45頃	● 楽ん楽んの1階が水没 (天井近くの時計がこの時刻で停止)
20:25頃	● 岩泉町役場が停電

岩泉町全般、役場に関すること

被災した社会福祉施設(楽ん楽ん、ふれんどりー岩泉)に関すること **2**

岩泉町の避難勧告等の発令基準と内容文

岩泉町 地域防災計画「避難勧告等の基準」(抜粋)

小本川(二升石～小本川河口)の水害に係る避難勧告の基準

1～3のいずれか

- 1 赤鹿水位観測所の水位が2.5mに達し、さらに、種倉、山岸で累積加算雨量80mm以上の降雨予想
- 2 堤防等からの異常な漏水の発見
- 3 消防団等からの異常の知らせ



IP告知システム ピーちゃんねっと端末(出典:岩泉町ホームページ)
地域IPネットワーク網を活用して、役場と住民の双方間で、J-ALERT・地震・台風・豪雨・津波などの災害時緊急放送や行政放送を行うもの

避難勧告等の内容文

避難準備情報の内容文(8月30日 9:00頃発令)

- 台風第10号の接近及び通過に伴い、土砂災害及び洪水の発生の恐れがあることから、全域に対して避難準備情報を発令します。
- 土砂災害の恐れのある区域にお住まいの方、河川等の越水の恐れのある方は、避難用品を準備のうえ早めに避難行動をとってください。
- また、避難準備をしてください。
- 午後には猛烈な暴風雨になる予報です。
- さらに、夜の避難は危険ですので、危険と判断した方は明るいうちの避難をお願いします。
- 避難所の指定は次のとおりです。
- 岩泉町民会館、小川生活改善センター、大川基幹集落センター、小本津波防災センター、安家生活改善センター、有芸生活改善センター 岩泉町

避難勧告の内容文(8月30日 14:00頃発令)

- 安家川はん濫の恐れがあるため、以下の対象地域に対し避難勧告を発令します。
- 対象地域：日向、日陰行政区[133世帯、271名]
- 避難先：①安家生活改善センター②岩泉町民会館
- 避難経路：一般県道久慈岩泉線、R455、町道利用可能 岩泉町

楽ん楽んの被災状況(2016年10月15日 現地調査)



今般の水害を踏まえた避難に関する関係省庁の取組み

現行制度の再周知

- 避難準備情報の発令により、要配慮者は避難開始するという趣旨の改めでの通知(各都道府県宛 平成28年9月2日「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について」)(内閣府・消防庁)
- 社会福祉施設等における避難体制の確保の依頼(各都道府県・指定都市・中核市宛 平成28年9月1日「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」)(厚生労働省)
- 要配慮者利用施設において、水害・土砂災害に対して適切な避難行動がとられるよう、厚生労働省、気象庁及び各自治体と連携し、要配慮者利用施設への説明会を実施(国土交通省)
- 河川管理者から市町村への助言の的確な実施に係る通知(北海道開発局・各地方整備局・沖縄総合事務所・各都道府県宛 平成28年9月1日「台風等による豪雨に備えた都道府県等管理河川における緊急的な対応について」)(国土交通省)
- 气象台から市町村への助言等の的確な実施に係る通知(各管区・沖縄气象台宛 平成28年9月5日「台風第10号による東北・北海道の甚大な被害等を踏まえた防災業務の的確な実施について」)(気象庁)

現行制度の再点検や検討会の開催等

- 水害を教訓とし、避難に関する情報提供の改善方策等について検討するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」を開催(内閣府)
- 地方公共団体における防災体制の再点検と年度内までの改善(各都道府県宛 平成28年9月7日「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検について」)(消防庁)
- 介護保険施設等における避難計画策定・避難訓練の再点検と年内までの改善(各都道府県・指定都市・中核市宛 平成28年9月9日「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」等)(厚生労働省)
- 浸水想定の情報に浸水実績を活用する等、河川の状態に応じて、地域の水害危険性を周知する方策の検討を進めるため、「地域の水害危険性の周知方策検討会」を開催(国土交通省)
- 河川管理者が関係市町村長へ河川防災情報を伝達する「ホットライン」の取組みを、都道府県管理河川等へ定着させるため、「河川情報ホットライン活用ガイドライン検討会」を開催(国土交通省)